

南山学園役員報酬・退職金支給規程

(目的)

第1条 学校法人南山学園寄附行為第37条の規定に基づく、役員報酬等の支給の基準については、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事および監事をいう。
- 2 この法人の職員とは、学校法人南山学園と直接雇用関係のある者をいう。
- 3 報酬等とは、報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員に対する各学校の給与規程に基づくものを含まない。
- 4 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）、会合参加費および手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 1 理事 報酬、退職金
- 2 常任監事 報酬、退職金
- 3 監事 報酬

② 退職にあたっては、前項に定める退職金以外については、功労金をはじめとするいかなる金員も支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- 1 この法人の職員である理事
 - (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 退職金 別表第6に定める額
- 2 この法人の職員でない理事
 - (1) 報酬 別表第2に定める額
 - (2) 退職金 別表第7に定める額

② 常任監事に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- 1 報酬 別表第2に定める額
- 2 退職金 別表第7に定める額

③ 監事に対する報酬の額は別表第2および別表第3に定める額とする。

④ 報酬の基礎となる指定職俸給表は別表第4、期末手当基礎額への加算月数および加算乗率は別表第5のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号

に定める時期とする。

1 報酬 毎月17日（ただし、支給日が休日または土曜日にあたる場合は、16日、16日が土曜日に当たるときは、15日とする。）

2 退職金 任期の満了、辞任または死亡により退職した後1か月以内

② 報酬等は、通貨により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

③ 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、南山大学出張等に関する規程に準じて、旅費を支給する。

② 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬の日割り計算）

第7条 新たに役員に就任した者には、就任の日から月末までの日割計算で報酬を支給する。

② 役員が退任し、または解任された場合は、発令の日の属する月分の全額を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、報酬の計算金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額が500円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が500円以上であるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

② 退職金の計算金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

③ 費用の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、別に定める。

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、学園理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日より施行する。

2 次の規程は、これを廃止する。

(1) 南山学園役員給与規程（平成4年4月1日施行）

(2) 南山学園役員退職金支給規程（平成4年4月1日施行）

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日より施行する。

別 表 第1 この法人の職員である理事の報酬

報酬はポイント制とし、1ポイント月額16,000円とする。

区分	役職名、ポイントの基準	ポイント
基本	理事	6
	常務理事	18
	副理事長	18
	理事長	30
加算	常務理事で担当理事を委嘱された者 受けた者	1つにつき3
	理事で担当理事を委嘱された者	1つにつき6

別 表 第2 この法人の職員でない理事および常任監事の報酬

報酬は以下の算式により算出する額とする。

区分	役員区分	報酬（月額）
基本	この法人の職員でない理事	〔指定職俸給表指定額×12ヶ月+期末手当(指定職俸給表指定額×加算月数×加算乗率)の10万円未満を切り捨てた額〕×週5日のうち出勤を要する日数÷12ヶ月
	常任監事	
	監事	

別 表 第3 監事の加算報酬

区分	加算の基準	報酬（月額）
加算	公認会計士、税理士またはそれ相当の資格を有する場合	別表第2による報酬額に5割を加算する
	決算監査を行った場合	決算監査1回につき7万円（行った月にのみ加算）

別 表 第4 指定職俸給表

俸給月額	573,000円
------	----------

別 表 第5 期末加算月数および加算乗率

区分	加算月数	加算乗率
理事、常任監事、監事	5.0か月	20%

別 表 第6 この法人の職員である理事の退職金

区分	期間	金額
理事長	在任1か年につき	200,000円
副理事長		200,000円
常務理事		200,000円
担当理事		150,000円
理事		100,000円

※上記期間における端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別 表 第7 この法人の職員でない理事および常任監事の退職金

区 分	期 間	金 額
この法人の職員でない理事 常任監事	在任1か年につき	報酬年額の120分の15

※上記期間における端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。